

A dark blue vertical bar on the left side of the page, with a blue arrow pointing to the right, overlapping the text.

# 令和7年度 流山市立おおぐろの森中学校 いじめ防止基本方針

# 流山市立おおぐろの森中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであって、生徒の人権にかかわる重要な問題である。

本校は、生徒一人ひとりの人権を守り尊厳を保持するという目的の下、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この方針を策定する。

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか判断する。

## 2 いじめに対する基本姿勢

- ◇ 「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- ◇ 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という危機意識をもつこと
- ◇ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、流山市教育委員会や関係機関等と連携して、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

### (1) 学校の目標

自 律  
～自ら考え、選択して行動できる生徒の育成～  
「自立」・「協働」・「貢献」

### (2) 学校としてなすべきこと

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解すること
  - ・ いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないと強く認識する。

- ・ いじめをやめさせ、再発を防止することは、いじめを受けた生徒を守るものであるとともに、いじめを行った生徒の成長を支援することでもあると認識する。
- ・ 教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識して、生徒のわずかなサインもキャッチできるように、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ いじめの防止等についての校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、いじめを正しく認知し、組織的な対応を行うことのできる体制を整える。
- ・ 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、生徒のニーズや特性等に応じた適切な指導や必要な支援を行う。
- ・ 性自認にかかわるいじめや、言語や文化の違いにかかわるいじめを防止するため、教職員の正しい理解を促進し、必要な対応について周知する。

#### ② 教職員が情報共有を行いやすい環境を醸成すること

- ・ 管理職のリーダーシップのもと、情報共有を行いやすい環境を醸成し、個々の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことのない体制を作る。
- ・ いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及を目的とするものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であることについて、職員に周知する。

#### ③ 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ること

- ・ 定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対症療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・ 千葉県教育委員会の教職員向けいじめ防止指導資料集『「いじめゼロ」へ!』の中にある「教育相談の手引き」(p.44)等を参考に、1対1の相談活動に限定することなく、生徒に接するあらゆる機会をとらえた相談援助活動に取り組む。
- ・ いじめの早期解消に向けて、校内いじめ対策委員会等で情報を共有し、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

#### ④ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・ いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・ 日頃より保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案については、速やかに警察と連携・協力して対応する。

### (3) 教師としてなすべきこと

#### ① いじめを見抜く感性を磨くこと

- ・ いじめは教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、千葉県教育委員会の教職員向けいじめ防止指導資料集『「いじめゼロ」へ!』の中の「いじめのサインチェックシート(教職員用)」(p.110)等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

- ② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
  - ・ 生徒の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
- ③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること
  - ・ 生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。
  - ・ 千葉県教育委員会の教職員向けいじめ防止指導資料集『「いじめゼロ」へ!』の中にある「日々の指導確認シート」(p.113)や「生徒指導の機能を活かした「わかる授業」を行うためのチェックシート」(p.114)等を参考に、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ④ 心の居場所づくりに努めること
  - ・ 生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。
- ⑤ 一人一人の心の理解に努めること
  - ・ スクールライフノート等を通した心の交流を行い、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動する。
- ⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること
  - ・ 道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。
- ⑦ 子どもの姿を見つめること
  - ・ いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の生徒一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
- ⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること
  - ・ 生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。
- ⑨ いじめを受けた生徒を最後まで守ること
  - ・ いじめを受けた生徒の苦しみを受け止め、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動によって示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること
  - ・ 担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。
- ⑪ 生徒や保護者からの声に誠実に答えること
  - ・ 日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

### 3 いじめの防止

#### (1) 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。

- ・ 生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・ 授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・ 生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・ 未然防止の取組が成果を上げているかどうかを、日常的な生徒の行動の把握や、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証し、改善点等について検討して、PDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

## (2) いじめ防止のための措置

### ① いじめについての共通理解を図ること

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・ 全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ・ 生徒にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。

### ② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・ 道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・ 社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ・ 授業研究を行い、生徒指導の機能を取り入れた「わかる授業」の実践に努める。

### ③ いじめを生まないために指導上留意すること

- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・ 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払って指導する。
- ・ 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。

### ④ 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・ 教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ・ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・ 小中連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で生徒を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。

### ⑤ 生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・ 生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
- ・ 生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
- ・ 些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的にいじめを認知する。
- ・ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より生徒の動きを細かく観察する。

### (2) いじめ早期発見のための取組

#### ① アンケート

- ・ いじめアンケートやWeb-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）、心の天気等を活用し、いじめの実態の把握に努める。

#### ② 教育相談体制

- ・ 定期的な教育相談により、いじめの実態の把握に努める。
- ・ 教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 日々の連絡等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・ 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 気になる生徒の情報は全教職員で共有し、学校全体で見守りを行う。

#### ③ その他

- ・ 職員で休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守る。
- ・ スクールライフノート等から、生徒の悩みを把握する。
- ・ 学校内外の相談窓口を周知する。

相談窓口	学校内	担任、養護教諭、教頭、スクールカウンセラー	
	学校外	○流山市小中学生専用なやみホットライン	04-7150-8055
		○24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
		○法務局子どもの人権110番	0120-007-110
		○千葉県警察ヤング・テレホン	0120-783-497
		○チャイルドライン千葉	0120-99-7777
		○悩み相談専用アプリ	スタンドバイアプリ
○SNS相談@ちば	LINE相談		

## 5 いじめに対する措置

### (1) 基本的な考え方

- ・ 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・ 管理職は、リーダーシップをとって教職員が情報共有を行いやすい環境を醸成する。

- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 以下の報告手順に従い、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」等の具体的な内容を、速やかに情報共有する。



- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・ 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は、情報を一人で抱え込むことなく、速やかに管理職まで報告し、校内いじめ対策委員会で情報共有する。
- ・ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・ 校長は、事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、流山警察署に相談または通報する。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への対応

- ・ 生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意しながら対応を行う。
- ・ 聴き取り等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・ 生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・ いじめを受けた生徒や周囲の生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を図るため、必要に応じて、いじめを行った生徒を別室で学習させる等の手段を講ずる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・ 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが収まったと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・ 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ 心理的な孤立感や疎外感を与えないよう留意しながら、教育上の必要に応じ、特別の指導計画による指導や、学校教育法11条の規定に基づく適切な懲戒を加えること、出席停止や警察との連携による措置も検討し、組織として毅然とした指導を行う。
- ・ いじめを受けた生徒や周囲の生徒が安心して授業を受けられるようにするために必要があるときは、いじめを行った生徒の学習を別室で行わせる等の措置を講ずる。
- ・ 生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の安全、安心、健全な人格の発達に配慮しながら、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるよう指導する。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・ はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させる。

#### (6) インターネットを通じて行われたいじめへの対処

- ・ 不適切な書き込み等、インターネットを通じて行われたいじめについては、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・ 生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・ 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

#### (7) いじめの解消

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
この「相当の期間」は少なくとも3か月を目安とし、被害の重大性等に応じさらに長期の期間を設定することもある。
  - ② 生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
生徒及びその保護者との面談等により、心身の苦痛を感じていないことを確認する。
- ・ いじめが解消に至った後も、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

### 6 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) おおぐろの森中学校いじめ防止対策委員会

##### ① 活動方針

- ・ おおぐろの森中学校いじめ防止対策委員会は、この基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・ いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る。
- ・ いじめの情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

##### ② 組織

- ・ いじめ防止対策委員会のメンバーは、校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導主任、学年生徒指導担当とし、いじめ事案が発生した際には、内容に応じて関与生徒の担任等の関係職員が参加するものとする。また、生徒指導部会をかねる。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家にも協力・助言をあおぐ。

##### ③ 会議

- ・ 会議を開いた際には必ず議事録を作成する。議事録及び対応の記録は5年間保存する。

## (2) 関係機関・相談機関との連携

### ① 連携の必要性

次のような場合には、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 被害生徒の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する生徒の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

### ② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 連携後に関係機関等に任せっきりにならないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等。いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
  - ・ 「相当の期間」は、年間30日を目安とする。
- 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

### (2) 重大事態が発生した場合の対応

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育委員会に重大事態発生報告書を提出する。（教育委員会から市長等に報告）</li></ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育委員会が、調査主体を学校と教育委員会のどちらとするか判断する。</li></ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校が調査主体となる場合、教育委員会の指導・支援のもと、校内いじめ対策委員会を活用して調査組織を立ち上げ、事実関係を明確にするための調査を行う。</li><li>・ 教育委員会が調査主体となる場合、流山市いじめ調査会による調査を行う。その際、学校はいじめ調査会に対し、適切な情報提供を行う。</li><li>・ 対象生徒及びその保護者に対しては、調査により明らかになった事実関係について、関係者のプライバシーに配慮しながら、適時・適切な方法で経過報告を行い、情報を適切に提供する。</li></ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査報告書を教育委員会に提出する。（※教育委員会から市長等に報告）<br/>※対象生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提出を受け、報告書に添える。</li><li>・ 調査結果をふまえ、適切な措置を行う。</li></ul> |
|--|

### (3) 公表について

〇いじめ重大事態の調査報告書の公表については、流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針（R7.2.14 施行）に基づき、流山市教育委員会が公表の目的や影響を踏まえて検討する。

## 8 その他

### (1) 基本方針の公表

この基本方針は、おおぐろの森中学校ホームページに掲載して公表する。

また、入学時・各年度の開始時に、生徒、保護者等に内容を説明し、周知する。

### (2) 基本方針の点検・見直し

この基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか、おおぐろの森中学校いじめ対策委員会を中心に点検し、PDCAサイクルに沿って必要な見直しを行っていく。

また、学校評価等に、この基本方針に基づく取組の実施状況に関する項目を入れるものとし、客観的な観点からの評価をふまえた改善を図る。

令和7年度 いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：生徒・教職員・保護者の活動

	実施計画	学校行事
4月	<p>■生徒指導方針の策定と共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員全体でのいじめ対策についての共通理解</li> </ul> <p>○人間関係づくりを目的としたグループワーク</p> <p>○学校のいじめ対策の保護者への説明・啓発</p> <p>○生徒会活動によるいじめ防止の取組（自律委員会）</p> <p>○心の天気の入力・確認（通年）</p>	<p>始業式</p> <p>入学式</p> <p>保護者会</p> <p>避難訓練</p>
5月	<p>■○学年行事を通した人間関係づくり</p> <p>○教育相談</p> <p>○校内授業研究</p>	<p>生徒総会</p> <p>林間学校 (グロースクール)</p>
6月	<p>■○学年行事を通した人間関係づくり</p> <p>○第1回いじめアンケート</p> <p>○第1回Q-Uの実施・分析</p> <p>○教育相談（第1回Q-Uの配付）</p>	<p>修学旅行</p>
7月	<p>■生徒指導の振り返り（4月～7月）</p> <p>○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討</p> <p>○情報モラル教育</p>	<p>保護者面談</p>
8月	<p>■4月～7月のいじめ対策の状況確認、9月～の体制準備</p> <p>■9月～の生徒指導についての共通理解</p> <p>○部活動における人間関係の把握</p>	
9月	<p>■夏休み明けの生徒の変化の把握</p> <p>■○学校行事を通した人間関係づくり</p>	<p>避難訓練</p>
10月	<p>■○学校行事を通した人間関係づくり</p> <p>○スクールロイヤーいじめ防止授業</p> <p>○第2回Q-Uの実施・分析</p>	<p>終業式・始業式</p> <p>体育祭</p> <p>けやき祭</p> <p>合唱コンクール</p>
11月	<p>○第2回いじめアンケート</p> <p>○教育相談（第2回Q-Uの配付）</p> <p>○校内授業研究</p>	
12月	<p>■9月～12月のいじめ対策の状況確認、1月～の体制準備</p> <p>○人権週間（人権意識啓発活動）</p> <p>○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討</p>	
1月	<p>■冬休み明けの生徒の変化の把握</p> <p>○校内授業研究</p>	<p>避難訓練</p>
2月	<p>■次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し、年間計画策定</p> <p>■○学校行事を通した人間関係づくり</p> <p>○GLOBAL HEART Music outreach</p>	
3月	<p>■校内いじめ対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間のいじめ対策の状況のふりかえり、次年度年間計画の確認</li> </ul> <p>■学校間・学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ</p>	<p>3年生を送る会</p> <p>卒業式</p> <p>修了式</p>